

2020年度奨学金制度について

学修支援奨学生推薦入学試験（学校長推薦入学試験における奨学金制度）

◇学納金の免除額

奨学生A：入学初年度のみ年間授業料（60万円）のうち半額（30万円）を免除

奨学生B：入学金（25万円）のうち10万円を免除

◇採用予定人数（3学科合計）

奨学生A：10人

奨学生B：20人

◇出願資格

①学校長推薦入学試験（一般推薦、専門・総合学科推薦、併設校推薦）の出願資格に該当し、かつ**全体の評定平均値が3.8以上**であること。

②主たる家計支持者の年収・所得金額（2018年中）が本学の定める収入基準を満たしていること。

◇その他

奨学生Aとして採用されなかった場合でも奨学生Bでの採用チャンスがあります。

希望すれば学校長推薦の合否判定を合わせて受けることができます。

（学修支援奨学生推薦入学試験で不合格となった場合は、学校長推薦入学試験の合否判定を行なうこととなります。入学検定料、出願書類、試験は学修支援奨学生推薦分のみです。）

なお、奨学生Aと奨学生Bの両方の免除を受けることはできません。

ビジネス実務学科 P6
美術学科 P16
幼児教育学科 P26
参照

成績優秀者奨学生制度（一般入学試験またはセンター試験利用入学試験における奨学金制度）

◇学納金の免除額

年間授業料（60万円）のうち半額（30万円）を免除 ※2年次も継続可

◇採用予定人数（3学科合計）

10人程度

◇対象となる試験（原則）

- ・一般入学試験A日程
- ・センター試験利用入学試験A日程

（B日程、C日程の入学試験を対象とし奨学生を採用する場合があります。）

◇2年次の採用要件（次のいずれにも該当する必要があります。）

- ①1年次の学科内の成績が上位20%以内であること。
- ②主たる家計支持者の前年の年間収入額が本学の定める収入基準額以下であること。

※手順の詳細については、成績優秀者奨学生候補となる合格者に通知します。

通知時期は「一般入学試験」「センター試験利用入学試験」の合格発表日となります。

奨学生は全受験者から選考しますので、出願時に特別な書類提出は不要です。

※収入基準がありますので、収入を証明する書類が必要となります。

収入基準額については、(独)日本学生支援機構の第1種奨学金の基準を参考に以下のとおりとなります。

※収入証明書類として、2018年中（2018年1月1日～2018年12月31日）の市町村発行の「所得・課税証明書」を提出願います。

〈本学の定める収入基準〉

主たる家計支持者の年収・所得金額（2018年中）が次の基準を満たしていること。

1. 主たる家計支持者が給与所得者の場合

主たる家計支持者（1人）の2018年中（2018年1月1日～2018年12月31日）の年間収入額が806万円以下であること。

（注）給与所得者の年間収入額は「所得・課税証明書」における「給与収入金額」です。

2. 主たる家計支持者が給与所得者以外（自営業等）の場合

主たる家計支持者（1人）の2018年中（2018年1月1日～2018年12月31日）の年間収入額が320万円以下であること。

（注）給与所得者以外の年間収入額は「所得・課税証明書」における「所得金額」です。